岡山市水道局
情報セキュリティポリシー
（抜粋版）

令和８年４月

（初版　令和８年４月１日）

岡山市水道局

目　次

第１章情報セキュリティ基本方針

１　目的

情報セキュリティポリシーは、岡山市水道局（以下「局」という。）が所掌する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための対策の基準を定めることにより、市民のプライバシー、財産等を保護するとともに、公営企業経営の適正な運営に資することを目的とする。

２　定義

（１）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網並びにその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）外部ネットワーク

インターネットや他団体が管理しているネットワークなどの局が管理していないネットワークの総称をいう。

（３）ウェブサイト

インターネット上に公開された、文字、画像、動画等から成るホームページの集まりをいう。

（４）庁舎外

本局庁舎、出先庁舎、浄水場等の建物やその敷地以外の場所で、局が管理していない場所をいう。なお、本市が管理している本庁舎及び研修施設等は庁舎内とみなす。

（５）行政情報

岡山市情報公開条例第２条第２号に規定する「公文書」と同義とし、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ　図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

ウ　実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（６）情報システム

コンピュータ（ハードウェア及びソフトウェア）、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成された、情報処理を行う仕組みをいう。

（７）情報資産

情報システム及び情報システムで取り扱う行政情報をいう。

（８）　機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（９）　完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（１０）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（１１）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（１２）情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（１３）情報セキュリティインシデント

不正アクセス、ウイルス感染、ハードウェア・ソフトウェア障害、人為的ミス等により、情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去や情報システムのサービス停止等が発生することをいう。

（１４）局内ＬＡＮ系

局内ＬＡＮネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（１５）営業情報系

営業情報ネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（１６）人事給与系

人事給与ネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

３　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、サービス停止等

（２）無許可のハードウェア、ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の偶発的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、水害、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
（５）電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

４　適用範囲

（１）行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、局とする。

（２）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。ただし、各種水道設備の運転、監視、検査の自動化（ＦＡ）に関わる情報資産は、対象外とする。

ア　情報システム及びこれらに関する設備
イ　情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
ウ　情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

５　職員等の遵守義務

一般職の職員等（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等を含む）及びアルバイトは、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

６　情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制

局の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

（２）情報資産の分類と管理

局の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

（３）情報システム全体の強靭性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア　局内ＬＡＮ系においては、インターネットに接続可能なネットワークであることから、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウド相当のセキュリティ対策を行う。
イ　営業情報系においては、局内ＬＡＮ系、人事給与系との通信経路を分離する。なお、局内ＬＡＮ系とネットワークを介して通信する必要がある場合は、安全が確

保された通信だけを許可できるようにする。

ウ　人事給与系においては、営業情報系、局内ＬＡＮ系との通信経路を分離する。なお、局内ＬＡＮ系とネットワークを介して通信する必要がある場合は、安全が確保された通信だけを許可できるようにする。

（４）物理的セキュリティ

サーバ、情報システム、通信回線及び職員が利用するパソコン等の端末並びに情報資産を取り扱うその他の設備及び機器の管理について、物理的な対策を講じる。

（５）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（６）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、システムの開発・導入・保守、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（７）運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応手順を策定する。

（８）業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合、運用手順を定めるとともに、発信できる情報を規定し、利用するサービスアカウントごとの責任者を定める。

７　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

９　情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

１０ 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティに関する対策の具体的な実施手順は、情報セキュリティポリシーで定める情報セキュリティ対策基準に基づき、局共通の実施手順及び情報システムごとの実施手順としてそれぞれ策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。局共通の実施手順は、情報セキュリティを統括する課において、また、情報システムごとの実施手順は該当の情報システムを所管する課及びこれらに相当する組織において管理するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより局において情報セキュリティインシデントを誘発する可能性があり、また、公営企業運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附　則

この基本方針は、令和８年４月１日から施行する。